

指定放課後等デイサービス

重要事項説明書

指定放課後デイサービス「放課後等デイサービス クルハウス」  
当事業所は北海道の指定を受け運営している、放課後デイサービス事業所です。  
(北海道指定 第 0153501846 号)

## クルハウス 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 事業者名称概要

名 称	特定非営利活動法人くるくるネット
法人所在地	北海道室蘭市中央町2-8-10
電話番号	0143-48-9133
代表者氏名	鳥山 晃
設立年月日	平成16年5月21日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス クルハウス
事業所の所在地	北海道室蘭市知利別町2-22-31
電話番号	0143-48-9133
施設長	鳥山 晃
管理者兼 児童発達支援管理責任者	伊東 美幸
定員	10名
指定年月日	令和3年3月1日
事業所番号	北海道指定 第0153501846号

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	特定非営利活動法人くるくるネット（以下、「事業者」という）が設置する、クルハウス（以下、「事業所」という）において実施する指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号以下、「法」という）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者を言う。以下、「通所給付決定保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び通所給付決定保護者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
-------	---

運営方針	<p>① 当事業所は障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流ができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。</p> <p>② サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容の他、関係法令等を遵守し、指定放課後デイサービスを提供するものとします。</p>
------	---

### 4. 事業の実施地域

室蘭市・登別市・伊達市

5. 営業時間とサービス提供時間

営業及び サービス提供時間	<p>(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、土・日・祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く。</p> <p>(2) 営業時間：月曜から金曜日は午前11時00分から午後5時00分までとする。長期休暇・学休日は午前10時30分から午後4時30分までとする。</p> <p>(3) サービス提供時間は、月曜から金曜日は午前11時00分から午後5時00分までとする。長期休暇・学休日は午前10時30分から午後4時30分までとする。</p>
------------------	--

6. 職員の体制 ※職員の配置は指定基準を遵守しています。

職種	事業内容
施設長	常勤1名（指導員兼務）
	職員の管理、放課後デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の業務を行うとともに、法令などにおいて規定されているサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
管理者 兼 児童発達支 援管理責任 者	常勤1名
	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
指導員 児童指導員	常勤1名 非常勤2名
	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な指導などを行います。
保育士	常勤1名
	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切な指導などを行います

当事業所では、厚生労働省、北海道知事の定める指定基準を遵守し、指定障がい児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. サービスの内容

(1) 日常生活訓練	日常生活の基本的動作取得を支援します。（自分の身の周りのこと。）
(2) 集団適応訓練	集団生活への適応力取得を支援します。（子どもたちの社会の中で遊びを通じて社会性を養います）
(3) 機能訓練	ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の向上を図るための訓練を実施します。
(4) レクリエーション	集団ゲーム等のレクリエーションを実施します。
(5) 必要な介助	活動を行うときに必要な介助を、ご利用者様のご希望及び心身の状況に応じて行います。
(6) 医療・福祉・生活等のご相談	

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所の児童発達支援管理責任者が、ご利用者様の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご利用者に対するサービス実施日等を記載しています。「個別支援計画」は、利用者御家族に事前に説明し、同意をいただきます。また、利用者や家族の申し出により、いつでも見直すことが可能です。

## 8. サービス実施の記載について

(1) サービス実施記録の確認	サービス提供ごとに、実施日及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にご確認いただきます。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。
(2) 障がい児及び通所給付決定保護者の記録や情報の管理、開示	関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写などの諸経費はご利用者の負担になります。) ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の10:30～16:30です。

## 9. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障がい児またはその家族の秘密を保持します。また、事業所は職員であった者に業務上知りえた利用者様またはその家族の秘密を保持するべき旨を伝え、職員との雇用契約の内容とします。

## 10. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、北海道、市町村及び障がい児の家族に連絡を行うとともに必要な措置をとり、事故の状況及び事故に対して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

損害保険会社名	NPO活動総合保険
損害保険の種類	あいおい損害保険株式会社
損害保険の種類概要	1名 限度額2億円
加入年月日	令和3年1月14日

## 11. サービス利用に当たっての留意事項

### (1) ご利用に関して

- ① 室内設備等の利用に際し、利用者様の過失による損害が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
- ② 他の利用者様に損害を与えた場合は、賠償をしていただくことがあります。
- ③ サービス利用の中止は、必ず事前に連絡していただきます。
- ④ 施設の稼働状況によって送迎時刻に遅れる場合があります。学校に児童が待つ場所を確保していただくようお願いください。
- ⑤ 他の利用者様に対して、政治活動、布教活動、販売活動などをご遠慮していただきます。
- ⑥ 貴重品は、持ち込まないでください。
- ⑦ サービス利用当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施が、できない場合は、サービス内容の変更の措置を講ずることがあります。
- ⑧ 申し込み確定後の欠席・キャンセルが月3回以上、2ヶ月連続であった場合、定員を超えた際にキャンセル待ちに移行させて頂く場合がございます。  
※①から⑧について同意していただけない場合は、利用者のサービスを検討させていただくことがあります。

(2) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従業員にお知らせください。また、当事業所従業員より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

1.2. 虐待の防止について

当事業所は、障がい児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	鳥山 晃
-------------	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

1.3. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	鳥山 晃
	受付日	月曜日から金曜日までとします。 (ただし、祝日、お盆、年末年始を除く)
	受付時間	平日 10時30分から16時30分まで
	電話番号	0143-48-9133
	FAX番号	0143-48-9133

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所では解決できない苦情や虐待当の相談は、行政機関又は行政機関に設置された虐待防止センターに申し立てることができます。

室蘭市役所	所在地	北海道室蘭市幸町1-2
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、年末年始を除く
	受付時間	8:30~17:15分まで
	電話番号	0143-22-1111

1.4. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	
事務室兼相談室	1室	
トイレ	1室	

## 利用料金表 1

放課後デイサービス(1日につき)

放課後デイサービス		1. 放課後に受け入れするとき		612単位
		2. 土曜日・祝日・長期休暇に受け入れするとき		730単位
加配	児童指導員等配置加算	1. 放課後に受け入れするとき		9単位
		2. 土曜日・祝日・長期休暇に受け入れするとき		12単位
	児童指導員等加配加算			155単位
	専門職員加配加算			209単位
	看護職員加配加算			200単位
	関係機関連携加算	保育所、学校等と連携して個別指導計画書を作成(月1回まで)		200単位
		就学先、就職先と連携して連絡調整等、(月1回まで)		200単位
	家庭連携加算(月2回まで)	所要時間1時間未満		187単位
		所要時間1時間以上		280単位
	事業所内相談支援加算(月1回まで)			35単位
	延長支援加算	営業時間前後の時間(延長時間帯)において支援を行った場合に1日の延長支援に要した時間に応じて算定		
		1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上
	障害児	61単位	92単位	123単位
	重症心身障害児	128単位	192単位	256単位
	訪問支援特別加算	所要時間1時間未満		187単位
		所要時間1時間以上		280単位
	欠席時対応加算(月4回まで)			94単位
	福祉専門職員配置等加算(I)	(I)	15単位	
		(II)	10単位	
		(III)	6単位	
	強度行動障害児支援加算			155単位
	医療体制加算			
	(I) 看護職員が事業所を訪問して障害児(1人)に対して看護を行った場合			500単位
	(II) 看護職員が事業所を訪問して障害児(2人~8人)に対して看護を行った場合(4時間以下)			250単位
送迎加算			54単位/片道	
利用者負担上限額管理加算			150単位/月	
福祉・介護職員処遇改善加算(I):上記より算定した単位数の1000分の81に相当する単位数				
保育・教育等移行支援加算			50単位	

## 利用料金表 2

◆月額上限金額 (月1回のご利用で約1,000円)	非課税世帯	0円
	所得割28万円以上(年収890万以下)	4,600円
	所得割28万以上	37,200円
◆おやつ代	50円	
◆その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	実費が発生する場合は事前に連絡します。	
◆お弁当代	実費	

お支払い方法は1月分をまとめて現金払いになります。

### 長期休暇及び昼食について

☆クルハウスでは、春・夏・冬休みのお弁当をとり扱っております。

外部注文のお弁当になりますので、注文は利用日の1日前までとさせていただきます。

お弁当代はその都度、実費分として請求させていただきます。

ご利用は自由ですが、特別なアレルギーをお持ちの児童の場合お断りさせて頂く場合がございますのでご了承ください。

### 処遇改善加算について

「処遇改善加算」とは、放課後等デイサービスを支える人材の確保・定着を促すことを目的として国が定めた加算(制度)です。介護職員のキャリアアップ、人材育成や処遇改善の仕組み、職場環境等を整備した事業所が算定できます。

特定非営利活動法人くるくるネットでは、令和4年度の加算要件を満たしており、令和4年10月1日より、処遇改善加算Ⅰ等を取得させていただくことになりました。

今後も地域に必要とされる福祉事業所を目指して、より良いサービスの提供に努めて参りますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<新規>重要事項説明書「利用料金」

福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 一ヶ月あたりのサービス利用単位数(既存の加算を含む)に、別途8.4%相当の処遇改善加算率が加わります。

福祉・介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 一ヶ月あたりのサービス利用単位数(既存の加算を含む)に、別途1%相当の特定処遇改善加算率が加わります。

福祉・介護職員ベースアップ等支援加算 一ヶ月あたりのサービス利用単位数(既存の加算を含む)に、別途2%相当のベースアップ等支援加算率が加わります

※利用者負担上限額内の利用の場合、従来よりも当該加算率分、追加の利用者負担額が発生する場合があります(給付金総額×上記パーセンテージのうち1割部分など、受給者証等に定められる各ご利用者様負担分の範囲内に収まります。)

# 説明・同意書

私は当事業所のサービスの提供及び利用の開始に際し、 本書面に基づき重要事項の説明を行いました。	
事業所名	放課後等デイサービス クルハウス
説明者名	鳥山 晃                      伊東 美幸                      印

私は本書面に基づいて事業者からサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け 同意しました。	
通所給付決定 保護者氏名	印
続柄	

私は事業者から個人情報使用の利用についての説明を受け同意しました。	
通所給付決定 保護者氏名	
続柄	

私は事業者から写真撮影・写真の利用についての説明を受け同意しました。	
通所給付決定 保護者氏名	
続柄	

## 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに連携医療機関「神島整形外科」、または利用者の主治医及び家族へご連絡いたします。また、主治医への連絡がつかない場合は、医療機関への緊急搬送、必要な措置をいたします。

かかりつけの医療機関

(1)

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医	

(1) 緊急連絡者名		
住所		
電話番号		
続柄		
職業・会社名		
会社電話番号		

(2) 緊急連絡者名		
住所		
電話番号		
続柄		
職業・会社名		
会社電話番号		

## 個人情報使用及び写真撮影同意書

### 【個人情報使用について】

貴事業所のサービスを利用するにあたり、私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおりに必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

#### 1. 使用する目的

- (1) 放課後等デイサービス計画の作成に当たり、他事業所との連携、照会、サービス担当者会議等
- (2) 緊急時における医師等への情報提供
- (3) 事故発生時における行政機関への情報提供

#### 2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

#### 3. 使用する期間

契約で定める期間

#### 4. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容を記録しておくこと

### 【写真撮影について】

貴事業所のサービスを利用するにあたり専用ページで確認できる児童の活動記録を目的とする写真の撮影を許可することに同意します。

#### 1. 撮影する目的

- (1) クルハウスのホームページ (<https://www.hug-kuru.link/hug/wm/>) にあるマイページにログインすることにより確認できる、活動日誌および利用記録への記載。  
<https://www.kuru2.net/>
- (2) イベント開催時の記念撮影
- (3) その他、施設内の活動で展示する印刷物

#### 2. 使用する事業者範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

#### 3. 使用する期間

契約で定める期間

#### 4. 条件

- (1) 外部に掲載されている場合は個人が判別されないような写真加工をすること。
- (2) 利用の停止および削除の申し出をした場合は、速やかに対応すること。